

## 【2割負担 予防短期入所療養介護利用料】

### ●多床室

介護予防短期入所療養介護費		居住費	日用品費	教養 娯楽費	食費	自己負担額 (1日)
要介護度	多床室 (4人部屋)					
要支援1	1,534円	437円	120円	200円	2,000円	4,291円
要支援2	1,880円					4,637円

### ●個室

介護予防短期入所療養介護費		居住費	日用品費	教養 娯楽費	食費	個室代	自己負担額 (1日)
要介護度	個室 (1人部屋)						
要支援1	1,449円	1,728円	120円	200円	2,000円	3,300円	8,797円
要支援2	1,760円						9,108円

\*介護予防短期入所療養介護費には、夜勤職員配置加算52円、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)47円を含む

### ●内訳 ※日用品費・教養娯楽費のご使用は、共用となります。

日用品費	石鹸・シャンプー・リンス・タオル類・ティッシュ・お手拭等
教養娯楽費	新聞・雑誌・ビデオ・趣味、クラブ活動用材料等
食費	朝食…400円 昼食…700円 おやつ…100円 夕食…800円 流動食…460円

### ●その他加算項目

加算項目	内容	自己負担金額
療養食加算	病状等に応じて療養食が提供された場合	一食:17円
送迎加算	利用者に対して送迎を行う場合	片道:393円
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算Ⅱ	在宅強化型施設で在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上の場合	日:109円
個別リハビリテーション 実施加算	理学・作業療法士が、個別リハビリテーションを行った場合	日:513円
緊急時治療管理加算	病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる方に対し、応急的な治療として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合(3日/月限度)	日:1,107円
総合医学管理加算	治療管理を目的とした利用者に対して、投薬、検査、注射、処置等を行い、利用者の主治医に診療状況を示す情報の提供を行った場合(10日限度)	日:588円
若年性認知症利用者 受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、ニーズに応じたサービスの提供を行った場合	日:257円
介護職員等 処遇改善加算Ⅰ(口)	1ヶ月あたりの総単位数×0.097(加算率)×10.68円(地域区分) 上記合計金額の2割相当分	左記金額
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	(Ⅱ)の取組による成果が確認でき、見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること	月:214円
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等の方策を検討する委員会を設置し、見守り機器等のテクノロジーを導入し、効果を示すデータを厚生省に提出した場合	月:22円

※利用料(2割負担額)は所定単位数から円に換算(1単位=10.68円)する為、上記の1日あたりの自己負担額合計と誤差が生じる場合があります。

### ●その他サービス

種類	内容	自己負担金額
理美容代	委託専門業者により施設内にて実施 カット 2, 200円、シェービング 770円、シャンプー 880円 ブロー 1, 100円、パーマ・ヘアカラー 各 4, 400円(カット別) 居室カット 3, 080円、居室シェービング 1, 650円 居室シャンプー 1, 760円	左記金額
私物洗濯	委託専門業者による洗濯を希望した場合	日:242円
寝衣リース	委託専門業者による貸し出し 110円/日(スエットタイプ・つなぎ)、77円/日(ガウンタイプ)	左記金額
レンタルテレビ	委託専門業者による貸し出し 15日以内:2, 095円 16日以上:4, 191円	左記金額
コピー代		20円/枚
証明書	入所証明書 / 領収証明書	1, 100円

高額介護サービス費について
---------------

一月当たりの利用者様の自己負担額1割(又は2割、3割)が高額になった場合、利用者負担上限額(下記)との差額が、市町村に申請することにより支給されます。

区 分	負担の上限(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方(世帯)	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の方(世帯)	93,000円(世帯)
上記以外の市民税課税者がいる世帯	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の 合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
生活保護・中国残留邦人等支援給付・老齢福祉年金を受給している方等	15,000円(個人)